

# 母子家庭を支援します

## 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業



女性児童課児童福祉係 ☎0824-73-1192

市は、母子家庭のお母さんの就業を支援するため、ホームヘルパーなどの指定された教育訓練を受講した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。受講を申し込む前に、事前に相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 対象者

市内在住の母子家庭で、次の要件を全て満たす20歳未満の子を扶養する母。  
1、児童扶養手当受給者または同様の所得の水準にあること。

2、雇用保険の教育訓練給

付の受給資格を有していないこと。(ハローワークにお問い合わせください)

3、事前相談で必要性が認められること。

### 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など。(ハローワークにお問い合わせください)

### 支給額

対象講座の入学料、授業料およびその消費税の合計額の20%の額。(支給額は10万円を限度とし、4千円を超えない場合は支給しません)

# 児童手当を支給します

女性児童課児童福祉係 ☎0824-73-1192

児童を養育している方の生活を支援し、次世代を担う児童の健全育成を目的として、児童手当を支給します。

### 対象者

12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

### 支給期間

申請の翌月分から12歳到達後の最初の3月分まで

### 支給月額

・3歳未満  
(3歳到達の月分まで)

・3歳以上 一律 1万円

(3歳到達の翌月分から)

第1子 5千円

第2子 5千円

第3子以降 1万円

### 支給時期

原則として、毎年2月、6月、10月に、4カ月分をまとめて支給します。

### 所得額の制限

児童手当には、表のとおり所得額の制限があります。限度額を超えた場合は、支給できません。



養育者の税法上の扶養人数	自営業者の所得限度額 (国民年金・年金未加入者)	サラリーマンの所得限度額 (厚生・共済年金加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
以下1人増えるごとに	38万円を加算します	

※所得額制限の詳細については、女性児童課児童福祉係へお問い合わせください。

## 毎年、現況届の提出が必要です

現在、児童手当を受けている方は、市が5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要事項を記入のうえ、6月中旬に提出してください。

この現況届の提出がないと、6月分以降の手当は支給できなくなりますので、ご注意ください。